

令和6年度 さいたま市立西原中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じおそれのあるものである。そして、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立西原中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 2 生徒一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期対応に向けて、当該生徒の安全を確保する。いじめる生徒に対しては、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 5 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 6 学校の教育活動全体を通じて、特別支援、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行う。
- 7 学校と家庭が連携協力して、事後指導にあたる。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、平成29年の改定を受け、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月間を目安とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ防止対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

(2) 構成員：「校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、各学年教育相談担当、生徒会担当、道徳教育推進担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、研究主任、さわやか相談員、スクールカウンセラー、PTA会長、主任児童委員、民生委員、学校運営協議会委員」を核として構成し、円滑な運営を推進する。

※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察経験者など構成員以外の関係者を招集できるものとする。

この学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ執行的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。具体的には次に掲げる役割があげられる。

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）

があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する生徒の体制・対応方針の確定、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を年複数回企画し、計画的に実行する。

・学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの執行を含む。）

(3) 開催

ア 定例会（各学期1回以上）

イ 校内委員会（生徒指導部会と兼ねて開催）

ウ 臨時部会（必要に応じて、校長が必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証

イ 教職員の共通理解と意識啓発

ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報の集約

カ 発見されたいじめ事案への対応

キ 構成員の決定

ク 重大事態への対応

2 西原中学校子どもいじめ防止対策委員会

(1) 目的：いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。

(2) 構成員：生徒会長、生徒副会長、生徒会書記、生徒会会計、生徒会本部役員、各専門委員会委員長7名

(3) 開催：定例会（6月、10月、2月）

(4) 内容

ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。

イ 話し合いの結果を学校に提言し、周知に努める。

ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

- 1 道徳教育の充実
 - (1) 教育活動全体を通して
 - 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進担当を中心に、全教職員の協力体制を整える。
 - (2) 特別の教科 道徳の時間を通して
 - 「いじめ撲滅強化月間」(6月・11月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
- 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して
 - 実施要項に基づき、生徒の実態に応じて、以下のすべての内容に取り組む。
 - ・生徒啓発ポスターを活用した、いじめの撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長等による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だよりや学年だより、PTA広報誌による家庭や地域への広報活動
- 3 「人間関係プログラム」を通して
 - (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
 - 各学期当初に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
 - 「話の聴き方・伝え方について考えよう」、「問題を解決しよう」、「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。
 - (2) 直接体験の場や機会を通して
 - 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で生徒が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
 - (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして
 - 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。
- 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して
 - 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特にいじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
 - 授業の実施：全学年
- 5 メディアリテラシー教育を通して
 - 「スマホ・タブレット安全教室」の実施
 - 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身につけさせる。
- 6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して
 - 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。
- 7 「助産師による命の授業」を通して
 - 専門家(助産師)の授業を受け、生命の誕生に触れたり妊婦体験をしたりなど、生命の尊さを実感し、自他の生命を大切に育む。
- 8 交流給食を通して
 - 通常学級の生徒が、特別支援学級の生徒と共に給食を食べることで、相互理解に役立てる

とともに、思いやりの心を育成する。

- 9 つばみの日を通して
○小学生の中学校見学や授業参観等を通して、中学校の雰囲気を体感し、「中 1 ギャップ」の緩和に努める。
- 10 小・中合同生徒指導・教育相談部会を通して
○小5～中1を中心に双方の情報交換を行う。
- 11 家庭訪問・三者面談を通して
○家族構成や家庭での様子を把握し、生徒理解に努める。
- 12 「さいたま市ストップいじめサミット」を通して
○生徒会を中心に西原中学校区全体としていじめの防止に取り組む。
- 13 「心を潤す4つの言葉推進運動」を通して
○毎朝、生徒会・学級委員を中心に朝のあいさつ運動を行い円滑な人間関係の形成を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

- 1 日頃の生徒の観察
○早期発見のポイント
 - ・生徒のささいな変化に気づくこと
 - ・気づいた情報を共有すること
 - ・情報に基づき、速やかに対応すること
 - (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
 - (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き 等
 - (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
 - (4) 給食：食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
 - (5) 部活動：部活動を無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている 等
 - (6) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等
- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
 - (1) アンケートの実施：4月・9月・1月
 - (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する
 - (3) アンケート結果の活用：アンケートの結果に応じて、生徒と面談を行う
面談した生徒について、記録をとり保存、学年・学校全体で情報共有する
- 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告
 - (1) 記名式の簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
 - (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。
- 4 教育相談週間（日）の実施
 - (1) 年3回、教育相談週間を設定する。（4月、9月、1月）
 - (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ①教育相談だよりの発行
 - ②さわやか教育相談室の充実
- 5 保護者アンケートの実施
 - (1) アンケートの実施：10月（年1回実施）
 - (2) アンケート結果の活用：アンケートに応じて、保護者との連携を密にする。
状況に応じて、該当生徒と面談を行う。
保護者や生徒との面談内容を、学年・学校全体で情報共有する。
- 6 地域からの情報収集
 - (1) 民生児童委員協議会：定例会は年に1度行い、状況に応じて臨時に情報交換の場を設ける。
 - (2) 学校運営協議会、いじめ防止対策推進委員会：状況に応じて情報交換の場を設ける。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

※学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、…情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、…校長を補佐し、各学年担当教員に助言する。
- 教務主任は、…校長・教頭を補佐し、各学年担当教員に助言する。
- 担任は、…事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、…担任と協力し、事実の確認のため情報収集を行う。
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 学年主任は、…担当する学年の生徒の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は、…生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、…被害生徒の安全・安心の確保および、心のケアのための体制を整備する。
また、加害生徒の心のケアのための体制を整備する。必要に応じて、関係機関との連携を図る。
- 特別支援教育コーディネーターは、…問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、…生徒の心に寄り添い、担当する学年教員と連携して支援を行う。
- 部活動の顧問は、…担任・学年教員と連携を図りながら、事実の確認のため情報収集を行う。
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- さわやか相談員は、…生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、…専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、…家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、…いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合

- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
- ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。
- ア) いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ防止対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ防止対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」等）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力など資質能力を高める研修を、年間を通して意図的かつ計画的に実施する。

- 1 職員会議
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
 - (2) 取組評価アンケートの実施（7月、12月、3月の計3回）、結果の検証
- 2 校内研修
 - (1) 「わかる授業づくり」のための研修
 - (2) 生徒指導・教育相談に係る研修 年複数回
 - (3) 情報モラル研修
 - (4) 特別支援教育、国際教育、人権教育に係る研修
- 3 小・中合同生徒指導・教育相談研修会及び部会（5月、8月、10月、2月）
 - (1) 双方の取組や学習指導、生徒指導に関しての情報交換
 - (2) 9年間を見通した教育計画や行事計画の作成

X PDCAサイクル

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
 - (1) 検証を行う期間：各学期とする。
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：7月、12月、3月とする。
 - (2) いじめ対策委員会の開催時期：4月、6月、9月、1月、2月とする。
 - (3) 校内研修会等の開催時期：4月、5月、8月、10月、1月とする。
 - (4) 家庭や地域、関係機関と連携した組織会議（PTA本部役員会）の開催時期：4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月とする。
 - (5) いじめ問題に関する校内研修の開催時期（予定）
 - 学校いじめ基本方針の改定に伴う研修：9月とする。
 - 生徒指導に係る伝達研修：9月とする。
 - 人権教育に係る研修、教育相談に係る研修：8月とする。